

豊後高田市有線テレビジョン放送番組基準

(趣旨)

第1条 この告示は、豊後高田市内に居住するすべての市民のための公共放送として、公共福祉の増進、文化の向上、地域産業の振興及び平和で豊かな地域社会の形成に寄与するため、言論及び表現の自由を堅持し、法と秩序を尊重して地域社会の信頼に応える放送を行う豊後高田市有線テレビジョン放送事業の番組基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報道番組 時事に関する速報、説明又は意見を直接取り扱う番組をいう。
- (2) 教養番組 市民の一般教養の向上を直接目的とする番組をいう。
- (3) 教育番組 学校教育又は社会教育のための番組をいう。
- (4) 児童番組 児童の健全な常識と豊かな情操を養う番組をいう。
- (5) 娯楽番組 健全な娯楽を提供して生活を豊かにする番組をいう。

(基本原則)

第3条 放送にあたっては、何人からも干渉されず、普遍、不党の立場を貫き、次に掲げる事項を重視し、即時性、普遍性、多様性など有線テレビジョン放送の持つ特性を発揮し、内容の充実に努めるものとする。

- (1) 的確な行政情報及び地域情報の提供
- (2) 教育、文化、福祉及び教養の高揚
- (3) 生産、消費、流通、生活及び経済の進展
- (4) 健全な娯楽

- (5) 正確で迅速な放送
 - (6) 児童及び青少年に与える影響
 - (7) 節度を守り、真実を伝える広告
- (一般基準)

第4条 放送番組は、次条から第19条までに規定する事項を基準とし、有線テレビジョン放送の番組及び広告等すべての放送に適用するものとする。

(人権、人格及び名誉)

第5条 人権、人格及び名誉に関する事項は、これを尊重し、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 人命を重視すること。
- (2) 個人及び団体の名誉を傷つけ、又は信用を損なわないこと
- (3) 職業を差別的に取り扱わないこと。

(人種、民族及び国際関係)

第6条 人種、民族及び国際関係に関する事項は、人種的及び民族的な偏見を持たせることのないよう留意し、国際親善を妨げないようにするものとする。

(宗教、政治及び経済)

第7条 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、他宗及び他派を誹謗し、又は中傷しないよう公正に扱うものとする。

- 2 政治上の諸問題は、公正に取り扱うものとする。
- 3 経済上の諸問題は、営利を目的とするものは慎重に扱い、一般に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、特に慎重を期すものとする。
- 4 意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの視点から論点を明らかにし公平に扱うものとする。
- 5 裁判中の事件については、正しい法的措置を妨げないよう留意するものとする。

(家庭及び社会の生活)

第8条 家庭及び社会の生活に関する事項は、次に掲げる基準によ

るものとする。

- (1) 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わないこと。
- (2) 社会生活の安定に寄与し、相互扶助の精神の高揚に努めること。
- (3) 公安及び公益を乱すことなく、暴力行為はいかなる場合にも、これを是認しないこと。

(犯罪及び風俗)

第9条 犯罪に関する事項は法令を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為の是認及び模倣の意欲を促すような表現は厳に慎むものとする。

- 2 犯罪の手段及び経過等については、必要以上に詳細な描写をしないものとする。
- 3 風俗に関する事項は、性に関する問題及び不健全な男女関係を魅力的に取り扱うことを避け、特に青少年の健全育成に努めるものとする。

(表現)

第10条 放送は、すべてにわかりやすい表現を用い、言語は原則として標準語によるものとする。ただし、地域性尊重の観点から方言を用いることが必要な場合は、その地方の人々に反感及び不快の念を与える表現を用いないものとする。

- 2 市民に恐怖感、不安感又は不快感を与えるような表現は、用いないものとする。
- 3 身体的又は精神的な障害をもつ人々の感情を刺激しないよう慎重に取り扱うものとする。
- 4 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、日本放送協会及び一般社団法人日本民間放送連盟が作成した「アニメーション等の映像手法について」に準拠し、視聴者の身体への影響に十分、配慮する。

(放送内容等の編成)

第11条 放送の内容、表現及び放送時間の編成は、加入者の生活時間を十分考慮するものとする。

(広告等)

第12条 事業広告及び売名的宣伝を目的とする放送は、公共性等から勘案し、慎重に取り扱うものとする。

2 広告はわかりやすく適正な表現を用い、加入者に誤解を起こさせるような表現はしないものとする。

3 広告放送の詳細基準は、別に定めるものとする。

(放送の訂正)

第13条 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、速やかに取り消し、又は訂正するものとする。

(緊急放送)

第14条 火災、地震及び風水害等その他人命に関する緊急放送は、すべてに優先して放送するものとする。

(報道番組等)

第15条 報道番組は、真実を客観的に正確かつ公正に報道し、特に不当な宣伝に利用されないよう注意するものとする。

2 報道番組の表現は、残虐、悲惨等の感情を極端に刺激しないよう注意するものとする。

3 報道番組では、意見と事実を厳密に区別する。

4 ニュースとニュース解説は厳密に区別し、放送者の氏名を明らかにする。

5 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づいて豊後高田市で行われる選挙の結果速報に関する放送は、豊後高田市選挙管理委員会の発表によるものとし、予測、解説等は行わないものとする。

6 豊後高田市議会に関する本会議及びこれに準ずる会議等は、市議会の要請に基づき放送する。

(文化及び教養の番組)

第16条 文化及び教養の番組は、一般教養の向上を図り、文化水準を高めるものとする。

2 社会的関心を高め、生活文化及び地域文化についての知識を深める放送とする。

(教育番組)

第17条 教育番組は、放送の対象を明確にし、内容そのものが有益適切であり、教育効果を高めるものとする。

2 放送を通じて教育の機会均等を図るものとする。

(児童番組)

第18条 児童番組は、児童の品性を損なうような言葉及び粗野な表現を避けるものとする。

2 児童が感化されやすい悪徳行為は、取り扱わないものとする。

3 男女間の愛情及び性的な表現は、その内容と児童の年齢を考慮して慎重に取り扱うものとする。

(娯楽番組等)

第19条 娯楽番組は、優れた芸能を取り上げ、情操を豊かにするよう努めるものとする。

2 家庭を明るくし、生活内容を豊かにする健全な娯楽を提供するものとする。

3 健全なスポーツ精神の養成及び体位の向上に役立つよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。